

勤 務 条 件 等

令和7年4月1日現在

| 事 項 | | 内 容 | | |
|---------|------------------------|--|--|--|
| 給 与 | 基本給 (俸給) | 大卒程度試験(行政職(一)1級25号俸) | 220,000 円 | |
| | | 高卒者試験(行政職(一)1級5号俸) | 188,000 円 | |
| | 諸手当 ※主なもの | 扶養手当 | 扶養親族のある者に支給。 | |
| | | 住居手当 | 賃貸アパート等の借家に居住している者等に支給。月額最高28,000円。 | |
| | | 通勤手当 | 交通機関等を利用する者、自動車等の交通用具を使用する者に支給。1箇月当たり最高150,000円。 | |
| | | 地域手当 | 管内では、新潟市、長野市、松本市、富山市、金沢市に所在する官署に勤務する者が支給対象。支給額は、(基本給(俸給)+扶養手当)×3%[新潟市以外]または2%[新潟市] | |
| | 期末手当 勤勉手当 (ボーナス) | 1年間に基本給(俸給)などの4.60月分を支給。支給は6月と12月。 | | |
| 支給定日 | 毎月16日(口座振込)。 | | | |
| 勤 務 時 間 | 勤務時間 | 月曜日～金曜日の8:30～17:15(12:00～13:00は休憩時間)。 | | |
| | 休 日 | 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12/29～12/31、1/2～1/3)。 | | |
| 休 暇 | 年次休暇 | 年間20日(4/1採用の場合は年間15日。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し)。 | | |
| | 病気休暇 | 負傷又は疾病の療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。 | | |
| | 特別休暇 | 夏季、忌引、結婚、出産、子の看護等の特別の事由により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。 | | |
| | 介護休暇 | 配偶者、父母等の介護する必要がある勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。 | | |
| 福 利 厚 生 | 共済組合 | 採用と同時に国土交通省共済組合に加入し、年金及び健康保険等の制度が適用。 | | |
| | 運営事業 | 人間ドック助成、住宅資金・結婚資金等の貸付、積立貯金、積立年金、定期健康診断、財形貯蓄、災害補償等。 | | |